

医療扶助のオンライン資格確認を活用した更なる 効果的な医療扶助の実施等にかかる調査研究一式

周知結果報告書

2025年3月28日
アクセンチュア株式会社

目次

1. 福祉事務所向け周知

- I. 資格情報未登録の福祉事務所への対応
- II. 不適切な資格情報の修正に係る対応
- III. 個人番号紐づけ誤りへの対応
- IV. 健康保険証一体化施行制度に向けた周知
- V. 支払基金との打合せ

2. 医療機関等向け周知

- I. 補助金周知

1. 福祉事務所向けの周知

1 -(I).資格情報未登録の福祉事務所への対応

1. 福祉事務所向け周知（I）資格情報未登録福祉事務所への対応 アンケート未回答の福祉事務所に対する方針※8月22日時点

1. アンケートフォーム未回答の福祉事務所へリマインドメールを発出する。
 - 185福祉事務所中、70福祉事務所が未回答である。
→アンケートフォームのリマインドメール発出のスケジュールについては下記方針とする。
 - アンケートフォーム公開の締切延長を支払基金に依頼（8月末→12月末までに延長）
※全福祉事務所の回答をもってアンケートフォームは閉じる。
 - 8月中に厚労省から該当福祉事務所にリマインドメール発出
 - 必要に応じて未回答の福祉事務所に対して電話等で回答を依頼
2. 開始時期未定の福祉事務所と個別の打合せを行う。
 - 資格情報登録開始日が令和7年度4月以降と回答した福祉事務所が5福祉事務所存在している。
→医療扶助の運用開始してから1年以上経過しているにも関わらず、資格情報登録が開始できない福祉事務所に対しては、開始できない原因について詳細をヒアリングする。

⇒上記1、2に係る依頼事項

- 厚労省から支払基金へアンケートフォーム公開の締切延長（12月末まで）を依頼
- 8月中に厚労省から該当福祉事務所にリマインドメールを発出 ※締切期限はメール発出の1週間後
- 資格情報登録開始日が令和7年度4月以降と回答した福祉事務所が5福祉事務所に対して、個別打合せの調整

アンケート回答結果

福祉事務所名	資格情報の登録における対応状況について以下よりお選びください。	資格情報の登録予定期を以下より以降を選択した場合、以下についてご教示ください。
[Redacted]	4_システム改修中（既にシステム改修に着手）	12_令和7年4月以降 上記3「資格情報の登録予定期」で「令和6年10月」～「令和7年4月以降」を選択した場合、以下についてご教示ください。 あらたな生活保護システムの導入に着手しており、導入自体は令和6年10月に完了する予定だが、旧システムから新システムへの移行に半年程度の期間を要するため、現時点で資格情報の登録を行うことができない。
[Redacted]	6_システム改修検討中（システム改修未着手で、改修開始日も決まっていない）	12_令和7年4月以降 生活保護システムベンダ及びシステム担当課との調整中のため。
[Redacted]	3_準備中（システム改修済み、「資格情報の登録を開始するための条件」に対応中）	12_令和7年4月以降
[Redacted]	3_準備中（システム改修済み、「資格情報の登録を開始するための条件」に対応中）	12_令和7年4月以降
[Redacted]	3_準備中（システム改修済み、「資格情報の登録を開始するための条件」に対応中）	12_令和7年4月以降 ・運用について協議中。

1. 福祉事務所向け周知（I）資格情報未登録福祉事務所への対応 アンケート未回答の福祉事務所に対する架電前と架電後の比較※11月5日時点

- ・アンケート未回答の福祉事務所25機関に対し再度架電を実施。架電後のアンケート回答結果は以下の通り。
(11月5日時点)
- ・未回答の5機関に対し再度架電予定。5機関については次回結果確認時にアンケート回答が確認できない場合、保護課からメールによる回答依頼を個別に送付する。

架電結果まとめ

大分類	中分類	小分類	詳細	機関数(10/15)	機関数(10/29)	機関数(11/5)
資格情報登録済				64	68	73
資格情報未登録				121	117	112
	アンケート未回答			52	25	5
	アンケート回答済み			69	92	107
	資格情報登録開始予定（令和6年10月以降登録開始予定）			27	52	67
	「令和7年度4月以降登録予定」と回答した福祉事務所			7	22	25
	資格情報登録開始遅延			42	40	40
	「登録済み」と回答した福祉事務所			2	3	4
	「令和6年7月登録予定」と回答した福祉事務所			1	1	1
	「令和6年8月登録予定」と回答した福祉事務所			16	16	15
	「令和6年9月登録予定」と回答した福祉事務所			23	20	20

該当5機関について再度架電予定です。
次回架電後も未回答の場合、保護課からメールにて回答依頼を送付する。

令和7年4月以降と回答した福祉事務所についても順次回答精査予定。

未回答福祉事務所

区分	福祉事務所名	生活保護システムベンダ

1. 福祉事務所向け周知（I）資格情報未登録福祉事務所への対応

アンケート未回答の福祉事務所に対する架電前と架電後の比較※11月8日時点

- アンケート未回答の福祉事務所5機関に対し再度架電を実施。架電後のアンケート回答結果は以下の通り。
(11月8日時点)
- _____は11月15日（金）にフォームから回答する予定。次回アンケート回答連携時（11月19日（火））に回答確認できない場合は保護課様から再度回答を依頼するメールを送付する。

架電結果まとめ

大分類	中分類	小分類	詳細	機関数(10/15)	機関数(10/29)	機関数(11/5)	機関数(11/8)
資格情報登録済				64	68	73	73
資格情報未登録				121	117	112	112
	アンケート未回答			52	25	5	1
	アンケート回答済み			69	92	107	111
	資格情報登録開始予定（令和6年10月以降登録開始予定）			27	52	67	71
	「令和7年度4月以降登録予定」と回答した福祉事務所			7	22	25	26
	資格情報登録開始遅延			42	40	40	40
	「登録済み」と回答した福祉事務所			2	3	4	4
	「令和6年7月登録予定」と回答した福祉事務所			1	1	1	1
	「令和6年8月登録予定」と回答した福祉事務所			16	16	15	15
	「令和6年9月登録予定」と回答した福祉事務所			23	20	20	20

未回答福祉事務所

区分	福祉事務所名	生活保護システムベンダ
_____	_____	_____

11月15日（金）に
フォーム回答予定

1. 福祉事務所向け周知（I）資格情報未登録福祉事務所への対応

アンケート未回答の福祉事務所に対する架電前と架電後の比較※11月18日時点

- 11月19日時点で、アンケート発出対象全福祉事務所からの回答を確認済。
- 今後は、被保護者数が1,000人を超える福祉事務所で、「令和7年4月以降登録予定」と回答した福祉事務所と、資格情報登録開始予定時期から遅延している福祉事務所を優先的に対応することとする。

架電結果まとめ

大分類	中分類	小分類	詳細	機関数(10/15)	機関数(10/29)	機関数(11/5)	機関数(11/8)	機関数(11/19)
資格情報登録済				64	68	73	73	73
資格情報未登録				121	117	112	112	112
アンケート未回答				52	25	5	1	0
アンケート回答済み				69	92	107	111	112
資格情報登録開始予定（令和6年10月以降登録開始予定）				27	52	67	71	72
「令和6年度中に登録予定と回答した福祉事務所				20	30	42	45	45
「令和7年4月以降登録予定」と回答した福祉事務所				7	22	25	26	27
資格情報登録開始遅延				42	40	40	40	40
「登録済み」と回答した福祉事務所				2	3	4	4	4
「令和6年7月登録予定」と回答した福祉事務所				1	1	1	1	1
「令和6年8月登録予定」と回答した福祉事務所				16	16	15	15	15
「令和6年9月登録予定」と回答した福祉事務所				23	20	20	20	20

被保護者数が1,000人を超える福祉事務所で、登録開始予定時期が「令和7年4月以降」と回答した福祉事務所と、資格情報登録開始予定時期が遅延している福祉事務所を優先的に対応する。

1. 福祉事務所向け周知（Ⅰ）資格情報未登録福祉事務所への対応 令和7年4月以降登録開始と回答した福祉事務所への対応※9月5日時点（1/2）

- ・ 資格情報登録時期に関するアンケートについて下記対応を検討。
 - ・ 資格情報登録時期に関するアンケートについて下記対応を検討。
 - ・ 未回答の福祉事務所に対して
 - ・ 登録リマインドメール発出。
※【福祉事務所宛】ポータルサイトリマインドメール文案_Ver0.2
 - ・ 登録開始時期が令和7年度 4月以降と回答した福祉事務所に対して
 - ・ 個別打合せに向けた各福祉事務所の状況を確認。
 - ・ [REDACTED] →メール発出済み（候補日：9月10日、9月17日、9月19日）
 - ・ [REDACTED] →メール未発出（候補日：9月20日、9月24日、9月27日）
 - ・ [REDACTED] →メール未発出（候補日：9月30日、10月1日、10月4日）

のアンケート回答結果

福祉事務所名	【参考】人口	【参考】利用ベンダ	資格情報の登録における対応状況について以下よりお選びください。	資格情報の登録予定期間を以下よりお選びください。	上記3「資格情報の登録予定期間」で「令和6年10月」～「令和7年4月以降」を選択した場合、以下についてご教示ください。
			6_システム改修検討中（システム改修未着手で、改修開始日も決まっていない）	12_令和7年4月以降	生活保護システムベンダ及びシステム担当課との調整中のため。

參考資料一覽

參考資料

- 資格情報等のデータ整備に係るチェックリスト
- 福祉事務所向けオンライン導入の手引き
- オンライン導入にむけた作業周知スケジュール
- 資格情報等の登録前のデータ整備に係る対応事項詳細

1. 福祉事務所向け周知（I）資格情報未登録福祉事務所への対応 令和7年4月以降登録開始と回答した福祉事務所への対応※9月5日時点（2/2）

- ・ [REDACTED]の状況
 - ・ 資格情報閲覧停止件数（9月30日時点）のデータから、[REDACTED]にて資格情報閲覧停止が発生していることを確認
 - ・ [REDACTED]は、8月8日にアンケート回答（回答内容：令和7年4月以降の開始）後、8月19日に資格情報登録を開始
- ・ 対応方針を以下の通り検討
 - ・ リマインドメール送付いただいている場合：個別打合せを実施し、現状の資格情報登録状況を確認
 - ・ リマインドメールをこれから送付いただく場合：資格情報登録開始状況をメールで確認
 - ・ 登録開始済みの場合：資格情報閲覧停止件数削減の対応依頼
 - ・ 登録未開始の場合：個別打合せの実施を依頼

[REDACTED]のアンケート回答結果

福祉事務所名	【参考】人口	【参考】利用ベンド	資格情報の登録における対応状況について以下よりお選びください。	資格情報の登録予定期間を以下よりお選びください。	上記3「資格情報の登録予定期間」で「令和6年10月」～「令和7年4月以降」を選択した場合、以下についてご教示ください。
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	3_準備中（システム改修済み、「資格情報の登録を開始するための条件」に対応中）	12_令和7年4月以降	

1. 福祉事務所向け周知（I）資格情報未登録福祉事務所への対応

令和7年4月以降登録開始と回答した福祉事務所との個別打合せの対応方針

- 資格情報未登録の福祉事務所に対する対応方針は以下の通り。

1. アンケート未回答の福祉事務所の回答を収集し、結果を整理

- 自治体の回答内容を確認し、資格情報登録に向けた目途が立っておらず、早急に状況を確認する必要がある福祉事務所を抽出。
- 被保護者数が1,000人以上の自治体を抽出。

2. 対応優先順位を付けた個別アプローチの実施

- 回答確認の結果、早急に状況を確認する必要がある福祉事務所に対して打合せを調整する。
⇒ [] に対して打合せ調整メール送付済み。
- 被保護者数が1,000人以上の福祉事務所に対しては、①、②を優先的に対応する。
 - ① 令和7年4月以降と回答した福祉事務所（7機関）
⇒個別に打合せを行う（うち実施済：2機関）
 - ② 資格情報登録予定期を「登録済み、令和6年7月～10月」と回答した福祉事務所（5機関）
⇒個別メール送付後に返信が無いもしくは課題がある場合は個別に打合せを行う。
 - ③ 資格情報登録予定期を「令和6年11月～令和7年3月」と回答した福祉事務所（3機関）
⇒登録予定期まで、個別対応は実施しない想定。
- その他、既に打合せ実施済みの被保護者数1,000人以下の福祉事務所については、[]
(被保護者数：987人) のみ直近の進捗を確認する方針とする。

1. 福祉事務所向け周知（I）資格情報未登録福祉事務所への対応 ヒアリング結果

- 資格情報登録開始時期に係る■■■へのヒアリング結果は以下の通り。

会議概要

会議名	■■■様との打合せ
実施日時	2024年9月19日(木) 17:00-17:30
アジェンダ	<ol style="list-style-type: none">アンケート回答確認ヒアリング事項
決定事項	<ul style="list-style-type: none">統合専用端末から医療保険者等向け中間サーバーへ接続を試みるとエラーとなる事象について、■■■は福祉事務所向けポータルサイトにて問い合わせを行う。エラー解消後、10月末目安に資格情報を登録を開始できるよう準備する。10月末に■■■に対して、資格情報登録を開始済みか再度メールにて厚労省から資格情報登録の状況確認を行う。

ヒアリング結果まとめ

	回答
状況	<ul style="list-style-type: none">資格情報登録開始に係るシステム改修は完了しているが、統合専用端末を医療保険者等向け中間サーバーに接続を試みるとエラーとなる。【改修完了】オンライン請求回線、統合専用端末、生活保護システム【改修未完了】LGWAN回線
課題	<ul style="list-style-type: none">統合専用端末を医療保険者等向け中間サーバーに接続しようとするとエラーが出る。
資格情報登録開始時期 (予定)	<ul style="list-style-type: none">2024年10月下旬
対応事項	<ul style="list-style-type: none">■■■は資格情報登録開始に向けて、現状のエラーを福祉事務所向けポータルサイトにて問い合わせする。厚生労働省は■■■に対して、11月初旬に資格情報の登録状況を確認する。
その他	<ul style="list-style-type: none">LGWAN回線の改修も行う想定。 ⇒LGWAN回線の改修は補正予算を確保（12月）後、1か月後（1月）に完了見込み。

1. 福祉事務所向け周知（I）資格情報未登録福祉事務所への対応 ヒアリング結果

- 資格情報登録開始時期に係る■■■へのヒアリング結果は以下の通り。

会議概要

会議名	■■■様との打合せ
実施日時	2024年9月27日(金) 14:00-14:20
アジェンダ	1. アンケート回答確認 2. ヒアリング事項
決定事項	<ul style="list-style-type: none">■■■は資格情報登録を11月～12月にかけて開始できるよう対応する。■■■は、電子証明書の設定を行う際に不明点があれば福祉事務所向けポータルサイトに問い合わせる。■■■は、ベンダ■■■に対して、資格情報の登録開始可能時期を問い合わせる。厚労省から■■■に対して、11月下旬に資格情報登録状況を確認する。

ヒアリング結果まとめ

	回答
状況	<ul style="list-style-type: none">電子証明書発行は完了しているが、統合専用端末を医療保険者向け中間サーバーにつなげることができない。電子証明書の設定が正しくできていない可能性がある。【改修完了】統合専用端末【改修未完了】生活保護システム（10月開発完了予定、3月移行完了予定）
課題	<ul style="list-style-type: none">電子証明書の設定方法が分からず、統合専用端末を医療保険者向け中間サーバーにつなげることができない。資格情報の登録開始可能時期について把握できていない。
資格情報登録開始時期 (予定)	<ul style="list-style-type: none">■■■からシステムベンダに確認の上連携いただく。 ⇒ (10/22追記) 3月末を目途に開始と連絡有り。
対応事項	<ul style="list-style-type: none">厚労省から■■■へ、電子証明書発行に関する資料を連携する。■■■は、電子証明書発行を行う際に、不明点があれば福祉事務所向けポータルサイトに問い合わせる。■■■はベンダ(■■■)に対して、資格情報の登録開始可能時期を問い合わせる。厚労省から■■■に対して、11月下旬に資格情報登録状況を確認する。
その他	<ul style="list-style-type: none">-

1. 福祉事務所向け周知（I）資格情報未登録福祉事務所への対応

ヒアリング結果

- 資格情報登録開始時期に係る■■■へのヒアリング結果は以下の通り。

会議概要

会議名	■■■様との打合せ
実施日時	2024年9月30日(月) 11:00-11:20
アジェンダ	1. アンケート回答確認 2. ヒアリング事項
決定事項	<ul style="list-style-type: none">■■■は、資格情報登録を11月～12月に開始できるよう準備する。不明点がある場合、■■■は福祉事務所向けポータルサイトまたは■■■に問い合わせる。■■■は、前任の担当者に外部接続テストの進捗状況について確認する。厚労省から■■■に対して、■■■の状況を共有したうえで、適宜フォローを実施するよう依頼する。2024年10月末に、厚労省から■■■に対して、最新の対応状況及び資格情報登録開始時期の見通しを確認する。

ヒアリング結果まとめ

	回答
状況	<ul style="list-style-type: none">資格情報登録開始にかかるシステム改修は完了している。【改修完了】統合専用端末、生活保護システム外部接続テスト（検証環境、本番環境）は前任者が対応したため、前任者に進捗状況の確認が必要。
課題	<ul style="list-style-type: none">資格情報登録に係る問合せ窓口が不明。（福祉事務所向けポータルサイトで問合せをした際、一般的な回答のみで個別の事情に配慮した回答がない）外部接続テストの対応状況を把握できていない。
資格情報登録開始時期（予定）	<ul style="list-style-type: none">2024年11月～12月（予定）
対応事項	<ul style="list-style-type: none">■■■は、不明点がある場合は福祉事務所向けポータルサイトまたは■■■に問い合わせる。■■■は、前任の担当者に外部接続テストの進捗状況について確認する。厚労省から■■■に対して、■■■の状況を共有したうえで、適宜フォローを実施するよう依頼する。2024年10月末に、厚労省から■■■に対して、最新の対応状況及び資格情報登録開始時期の見通しを確認する。
その他	<ul style="list-style-type: none">■■■では資格情報登録に係る業務をケースワーカーが対応している。

1. 福祉事務所向け周知（I）資格情報未登録福祉事務所への対応 ヒアリング結果

- 資格情報登録開始時期に係る■■■へのヒアリング結果は以下の通り。

会議概要	
会議名	■■■様との打合せ
実施日時	2024年10月22日(火) 16:00-16:20
アジェンダ	1. アンケート回答確認 2. ヒアリング事項
決定事項	<ul style="list-style-type: none">■■■は外部接続テストの再開に向けてシステムベンダに対しサポートを依頼する。11月末に厚労省から■■■に対して、資格情報登録に向けた状況の確認を行う。

ヒアリング結果まとめ	回答
状況	<ul style="list-style-type: none">統合専用端末から中間サーバへの接続は確認済み。外部接続テスト時にWindowsのバージョンが原因と思われるエラーが発生し、作業が滞っている状態。【改修完了】オンライン請求回線、統合専用端末、生活保護システム
課題	<ul style="list-style-type: none">Windowsのバージョンが原因と思われるエラーが発生し、外部接続テストを進めることができない。
資格情報登録開始時期 (予定)	<ul style="list-style-type: none">ベンダにエラー解消の目途を確認の上、開始時期を決定する。
対応事項	<ul style="list-style-type: none">■■■はエラー解消に向けてシステムベンダへサポートを依頼し、解消後に資格情報登録に向けた対応を進める。厚労省から■■■に対して、11月末に資格情報登録に向けた状況の確認を行う。
その他	<ul style="list-style-type: none">—

1. 福祉事務所向け周知（I）資格情報未登録福祉事務所への対応 ヒアリング結果

- 資格情報登録開始時期に係る■■■へのヒアリング結果は以下の通り。

会議概要

会議名	■■■様との打合せ
実施日時	2024年12月3日(火) 11:00-11:15
アジェンダ	1. アンケート回答確認 2. ヒアリング事項
決定事項	<ul style="list-style-type: none">システム改修自体は完了しているため、令和7年1月に資格情報を登録開始できるよう対応を進める。

ヒアリング結果まとめ

	回答
状況	<ul style="list-style-type: none">資格情報登録開始に係るシステム改修完了。登録開始に向けたシステム設定対応中。システムベンダ■■■と相談して対応を進めている状況。 システム設定対応が完了次第、資格情報登録開始予定。【改修完了】統合専用端末、生活保護システム
課題	<ul style="list-style-type: none">-
資格情報登録開始時期 (予定)	<ul style="list-style-type: none">2025年1月 (予定)
対応事項	<ul style="list-style-type: none">■■■は適宜ベンダと相談し、福祉事務所ポータルサイトの問い合わせについても必要に応じて活用の上、 令和7年1月に資格情報を登録開始できるよう対応を進める。
その他	<ul style="list-style-type: none">ヒアリングの中で、福祉事務所向けポータルサイト上で「福祉事務所における対応事項一覧」を整理した ページを紹介済み。

1. 福祉事務所向け周知（I）資格情報未登録福祉事務所への対応

資格情報未登録の福祉事務所（被保護者数1000人以上）の状況（1/2）※11月28日時点

- 資格情報未登録の福祉事務所（被保護者数1000人以上）に対する対応状況は以下の通り。

個別対応を行う福祉事務所の現状

被保護者規模	区分	自治体	福祉事務所名 ※保険者コード単位	被保護者人数(人)	資格情報登録予定期	現状	ベンダ(略称)	方針
1,000人以上	①令和7年4月以降に登録予定				登録開始済み	令和6年11月より登録開始済み。 ※ただし一部登録データにエラーが発生しており、エラーを解消し、適切な運用を確立するまでの期間は閲覧停止とすることを検討中。		資格情報登録済みのため個別打合せは実施しない
						【確認】 今後の対応方針について下記相違ないか確認させてください。 ・資格情報登録済みであるため個別打合せは実施しない。 ・停止期間を■■■に確認したうえで、医療機関及びマイナポータル向に資格情報の閲覧を制御するよう支払基金に対応を依頼する。		
						R 7年 4月以降 ⇒詳細未定	個別メール送付済み。システム改修中 ※システム標準化に合わせて改修する可能性ありと回答あり。	
						R 7年 4月以降 ⇒R 7年 3月	個別打合せ実施済み。システム改修済みであり3月末に登録予定	
						R 7年 4月以降 ⇒R 6年 10月	個別打合せ実施済み。システム改修済みであり10月末に登録予定	
	②資格情報登録の遅延				R 6年 10月	システム改修済み「資格情報の登録を開始するための条件」に対応中 ※アンケート回答「生活保護システム改修後の不具合により、現在登録を行うことができない状態にある。システムベンダが修正パッチを作成しているものの、解決には長期間かかるとの申し出があったことから、令和6年月までに資格情報の登録を行うことができない。」		個別メール送付
						R 6年 9月 ⇒R 6年 12月	登録準備完了（「資格情報の登録を開始するための条件」に対応済）	
						R 6年 8月	システム改修済み「資格情報の登録を開始するための条件」に対応中	
						R 6年 10月	システム改修済み「資格情報の登録を開始するための条件」に対応中	
	③令和7年3月までに登録予定				R 6年 12月	システム改修済み「資格情報の登録を開始するための条件」に対応中		適宜個別対応実施
						R 6年 11月	システム改修済み「資格情報の登録を開始するための条件」に対応中	
						R 6年 11月	システム改修済み「資格情報の登録を開始するための条件」に対応中	
						R 7年 1月	登録準備完了（「資格情報の登録を開始するための条件」に対応済）	

1. 福祉事務所向け周知（I）資格情報未登録福祉事務所への対応

資格情報未登録の福祉事務所（被保護者数1000人以上）の状況（2/2）※11月28日時点

- （前頁続き）

個別対応を行う福祉事務所の現状

被保護者規模	区分	自治体	福祉事務所名	被保護者人数(人)	資格情報登録予定期	現状	ベンダ(略称)	方針
1,000人以下	④令和7年4月以降に登録予定				R 7年 4月以降 →R 6年12月	R 7年 4月以降 個別打合せ実施済み。 「資格情報の登録を開始するための条件」に対応中		個別打合せ実施済/予定

1. 福祉事務所向け周知（I）資格情報未登録福祉事務所への対応

資格情報未登録福祉事務所の状況※12月2日時点

- 12月2日時点の資格情報未登録福祉事務所の状況は以下の通り。
※引き続き被保護者1,000人以上の福祉事務所を優先して対応する。
※詳細は別紙「【マスタ】資格情報未登録福祉事務所」を参照。

■ 資格情報未登録福祉事務所の状況

資格情報登録状況	福祉事務所数 ※保険者コード単位	被保護者数	被保護者全数に 対する割合	福祉事務所全数 に対する割合
未登録	88	110,245	5.49%	7.97%
参考：登録済	1,016	1,897,845	94.51%	92.03%
参考：全数	1,104	2,008,090	-	-

◆未登録の福祉事務所（保険者コード単位）は令和6年12月2日時点

◆被保護者数は登録を開始した福祉事務所が管轄する被保護者数（令和6年3月の「被保護者調査」より）

※福祉事務所が中間サーバーに登録した資格情報登録数とは異なる

※登録済は全数から未登録を引いた数

※「被保護者調査」に保険者コードの記載はないため、福祉事務所名より保険者コードを補記して被保護者数を集計
(一部の保険者コードは「被保護者調査」に記載なし)

※参考

対象	福祉事務所数	被保護者数	未登録に占める割合 (被保護者ベース)
未登録かつ被保護者1,000人以上	9	87,665	79.52%

1. 福祉事務所向け周知（I）資格情報未登録福祉事務所への対応

資格情報未登録福祉事務所の状況※12月17日時点

- 12月17日時点の資格情報未登録福祉事務所の状況は以下の通り。
※引き続き被保護者1,000人以上の福祉事務所を優先して対応する。
※詳細は別紙「【マスタ】資格情報未登録福祉事務所」を参照。

前回（12月2日時点）から
2福祉事務所が資格情報登録開始。

■ 資格情報未登録福祉事務所の状況

資格情報登録状況	12/17時点				前回（12/2時点）からの増減			
	福祉事務所数 ※保険者コード単位	被保護者数	被保護者全数 に対する割合	福祉事務所全 数に対する割合	福祉事務所数 ※保険者コード単位	被保護者数	被保護者全数 に対する割合	福祉事務所全 数に対する割合
未登録	86	36,093	1.8%	7.8%	-2	-74,152	-3.7%	-0.2%
参考：登録済	1,018	1,971,997	98.2%	92.2%	2	74,152	3.7%	0.2%
参考：全数 ※令和6年6月21日時点	1,104	2,008,090	-	-	-	-	-	-

- ◆未登録の福祉事務所（保険者コード単位）は令和6年12月17日時点
- ◆被保護者数は登録を開始した福祉事務所が管轄する被保護者数（令和6年3月の「被保護者調査」より）
※福祉事務所が中間サーバーに登録した資格情報登録数とは異なる
※登録済は全数から未登録を引いた数
- ※「被保護者調査」に保険者コードの記載はないため、福祉事務所名より保険者コードを補記して被保護者数を集計
(一部の保険者コードは「被保護者調査」に記載なし)

対象	福祉事務所数	被保護者数	未登録に占める割合 (被保護者ベース)
未登録かつ被保護者1,000人以上	7	13,513	37.44%

1. 福祉事務所向け周知（I）資格情報未登録福祉事務所への対応 資格情報未登録福祉事務所へ発出する公文書の対応方針（1/4）

- ・ 資格情報未登録福祉事務所に対する公文書発出前の資格情報登録予定時期に係るヒアリングメール及び公文書の対応方針については以下の通り。（※12月26日、保護課様に確認した内容）

①公文書発出前の資格情報登録予定時期に係るヒアリングメール

1. 目的：保護課が福祉事務所に対して、公文書を用いて資格情報登録時期の回答を求めるにあたり、公文書の発出対象（令和7年4月以降に資格情報登録予定）の福祉事務所を確認するため
 2. 記載内容：以下3点
 1. 資格情報登録時期に係るアンケート回答を踏まえた最新の進捗状況の確認
 2. 令和6年度中に資格情報の登録を完了するよう依頼
 3. 上記踏まえて保護課に以下の内容を回答するよう求める（回答期限：令和7年1月中）
 1. 資格情報登録予定時期
 2. 資格情報登録が遅れている理由
 3. 発出対象：資格情報未登録の福祉事務所全て（2024/12/17時点で資格情報未登録の86機関）
 4. 発出時期：令和7年1月目途
 5. その他確認事項：
 - ・ 保護課様が個別打合せもしくはメールにて資格情報登録予定時期をヒアリング済みで、令和7年3月末までに資格情報登録予定と回答した福祉事務所（5機関）についてはメール発出対象外とするか
- ※令和6年能登半島地震の被災地域（3機関）はメール発出対象外と想定

1. 福祉事務所向け周知（I）資格情報未登録福祉事務所への対応 資格情報未登録福祉事務所へ発出する公文書の対応方針（2/4）

- （前頁の続き）

②資格情報未登録福祉事務所に対する公文書

- 目的：令和7年4月以降に資格情報登録予定と回答した福祉事務所に対して保護課から公文書を送付することで、福祉事務所に対してもいつまでに資格情報登録を行うか正式に回答を求め、令和7年度中に全福祉事務所にて資格情報の登録を開始させるため
- 記載内容：以下2点
 - 令和7年4月以降の資格情報登録は許容できないため、期限（令和7年9月等）までに資格情報登録を完了するよう依頼
 - 上記踏まえて保護課に以下の内容を回答するよう求める（回答期限：令和7年2月中）
 - 資格情報登録予定時期
 - （期限までに資格情報登録を完了できない場合）理由及び今後の詳細スケジュール
- 発出対象：「令和7年4月以降に資格情報登録予定」と回答した福祉事務所（回答は前頁①のヒアリングメールへの返信内容）
- 発出時期：令和7年2月目途
- その他確認事項：
 - 前頁①のヒアリングメールに返信をしない福祉事務所は公文書の発出対象とする想定でよいか

1. 福祉事務所向け周知（I）資格情報未登録福祉事務所への対応 資格情報未登録福祉事務所へ発出する公文書の対応方針（3/4）

- 参考：資格情報未登録福祉事務所（2024年12月17日時点）における資格情報登録予定期間に係るアンケート回答結果は以下の通り。

資格情報登録予定期間に係るアンケート回答	該当福祉事務所	割合
登録済み	4	5%
令和6年8月	3	3%
令和6年9月	18	21%
令和6年10月	2	2%
令和6年11月	9	10%
令和6年12月	13	15%
令和7年1月	8	9%
令和7年3月	13	15%
令和7年4月以降	16	19%
総計	86	100%

1. 福祉事務所向け周知（I） 資格情報未登録福祉事務所への対応

資格情報未登録福祉事務所へ発する公文書の対応方針（4/4）

- 参考：プロジェクト計画書（医療扶助オンライン導入）の実施計画は以下の通り。

	2024年度(令和6年度)				2025年度(令和7年度)				令和7年度の資格情報未登録福祉事務所への対応方針 →公文書により確認した資格情報登録予定時期をもとに、資格情報登録が遅れている福祉事務所に対してメール確認（必要に応じて打合せ）を行う
	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	
令和5年度3月改修に係る補助金申請受付開始▼ マイルストン ▼診療報酬改定の施行							補助金申請受付終了（予定）▼		
厚生労働省	福祉事務所・医療機関等向け問合せ対応/周知資料更新		利用実態調査	ボトルネック課題の確認、周知計画の策定					福祉事務所における利用実態の継続確認、周知計画に基づく周知
	資格情報未登録の福祉事務所実態把握・周知		説明会に向けたベストプラクティス・事例収集						福祉事務所へのヒアリングによるボトルネックの継続確認、課題検討
	福祉事務所向けオンライン資格確認適正運用呼びかけ		福祉事務所向け説明会調整・資料作成						
			福祉事務所向け説明会実施						
			フィードバック収集、資料更新						
			医療機関等向け助成金の執行管理						
	事業横断による医療機関向け周知								
支払基金/中央会 (実施機関)	福祉事務所向けポータル/サービスデスク								
	ベンダ向けポータル/サービスデスク								
	医療機関等向けポータル/コールセンター								
	医療保険者等向け中間サーバー等/オンライン資格確認システム等運用								
デジタル庁	マイナポータル運用								
医療機関・薬局 /システムベンダ	導入/設定								
	運用								
福祉事務所 /システムベンダ	資格情報の登録（未登録の福祉事務所）								
	運用								

1. 福祉事務所向け周知（I）資格情報未登録福祉事務所への対応

資格情報未登録福祉事務所の状況※1月7日時点

- 1月7日時点の資格情報未登録福祉事務所の状況は以下の通り。
※詳細は別紙「【マスタ】資格情報未登録福祉事務所」を参照。

■ 資格情報未登録福祉事務所の状況

資格情報登録状況	1/7時点				前回（12/27時点）からの増減				
	福祉事務所数 ※保険者コード単位	被保護者数	被保護者全数に 対する割合	福祉事務所全数 に対する割合	福祉事務所数 ※保険者コード単位	被保護者数	被保護者全数に 対する割合	福祉事務所全数 に対する割合	
未登録	81	33,874	1.7%	7.3%	-5	-2,219	-0.1%	-0.5%	
参考：登録済	1,023	1,974,216	98.3%	92.7%	5	2,219	0.1%	0.5%	
参考：全数 ※令和6年6月21日時点	1,104	2,008,090	-	-	-	-	-	-	

◆未登録の福祉事務所（保険者コード単位）は令和7年1月7日時点

◆被保護者数は登録を開始した福祉事務所が管轄する被保護者数（令和6年3月の「被保護者調査」より）

※福祉事務所が中間サーバーに登録した資格情報登録数とは異なる

※登録済は全数から未登録を引いた数

※「被保護者調査」に保険者コードの記載はないため、福祉事務所名より保険者コードを補記して被保護者数を集計

（一部の保険者コードは「被保護者調査」に記載なし）

※参考①（未登録福祉事務所のうち被保護者1,000人以上）

被保護者数	未登録福祉事務所数	被保護者数累計	未登録に占める割合（被保護者ベース）
1,000人以上	7	13,513	39.9%

※参考②（資格情報登録を開始した福祉事務所）

福祉事務所名	資格情報登録開始時期	被保護者数
[REDACTED]	2024年12月25日	
[REDACTED]	2024年12月24日	
[REDACTED]	2024年12月20日	
[REDACTED]	2024年12月20日	
[REDACTED]	2024年12月23日	

1. 福祉事務所向け周知（I）資格情報未登録福祉事務所への対応

資格情報未登録福祉事務所の状況※1月21日時点

- 1月21日時点の資格情報未登録福祉事務所の状況は以下の通り。
※詳細は別紙「【マスタ】資格情報未登録福祉事務所」を参照。

■ 資格情報未登録福祉事務所の状況

資格情報登録状況	1/21時点				前回（1/7時点）からの増減			
	福祉事務所数 ※保険者コード単位	被保護者数	被保護者全数に 対する割合	福祉事務所全数 に対する割合	福祉事務所数 ※保険者コード単位	被保護者数	被保護者全数に 対する割合	福祉事務所全数 に対する割合
未登録	76	32,864	1.6%	6.9%	-5	-1,010	-0.1%	-0.5%
参考：登録済	1,028	1,975,226	98.4%	93.1%	5	1,010	0.1%	0.5%
参考：全数	1,104	2,008,090	-	-	-	-	-	-

◆未登録の福祉事務所（保険者コード単位）は令和7年1月21日時点

◆被保護者数は登録を開始した福祉事務所が管轄する被保護者数（令和6年3月の「被保護者調査」より）

※福祉事務所が中間サーバーに登録した資格情報登録数とは異なる

※登録済は全数（令和6年6月21日時点）から未登録を引いた数

※「被保護者調査」に保険者コードの記載はないため、福祉事務所名より保険者コードを補記して被保護者数を集計
(一部の保険者コードは「被保護者調査」に記載なし)

※参考①（未登録福祉事務所のうち被保護者1,000人以上）

被保護者数	未登録福祉事務所数	被保護者数累計	未登録に占める割合 (被保護者ベース)
1,000人以上	7	13,513	41.1%

※参考②（資格情報登録を開始した福祉事務所）

福祉事務所名	資格情報登録開始時期	被保護者数
[REDACTED]	2025年1月7日	[REDACTED]
[REDACTED]	2025年1月10日	[REDACTED]
[REDACTED]	2025年1月10日	[REDACTED]
[REDACTED]	2025年1月10日	[REDACTED]
[REDACTED]	2025年1月14日	[REDACTED]

1. 福祉事務所向け周知（I）資格情報未登録福祉事務所への対応

資格情報未登録福祉事務所の状況※2月4日時点

- 2月4日時点の資格情報未登録福祉事務所の状況は以下の通り。
※詳細は別紙「【マスタ】資格情報未登録福祉事務所」を参照。

■ 資格情報未登録福祉事務所の状況

資格情報登録状況	2/4時点				前回（1/21時点）からの増減			
	福祉事務所数 ※保険者コード単位	被保護者数	被保護者全数に対する割合	福祉事務所全数に対する割合	福祉事務所数 ※保険者コード単位	被保護者数	被保護者全数に対する割合	福祉事務所全数に対する割合
未登録	74	32,609	1.6%	6.7%	-2	-255	0.0%	-0.2%
参考：登録済	1,030	1,975,481	98.4%	93.3%	2	255	0.0%	0.2%
参考：全数	1,104	2,008,090	-	-	-	-	-	-

◆未登録の福祉事務所（保険者コード単位）は令和7年2月4日時点

◆被保護者数は登録を開始した福祉事務所が管轄する被保護者数（令和6年3月の「被保護者調査」より）

※福祉事務所が中間サーバーに登録した資格情報登録数とは異なる

※登録済は全数（令和6年6月21日時点）から未登録を引いた数

※「被保護者調査」に保険者コードの記載はないため、福祉事務所名より保険者コードを補記して被保護者数を集計
(一部の保険者コードは「被保護者調査」に記載なし)

※参考①（未登録福祉事務所のうち被保護者1,000人以上）

被保護者数	未登録福祉事務所数	被保護者数累計	未登録に占める割合 (被保護者ベース)
1,000人以上	7	13,513	41.1%

※参考②（資格情報登録を開始した福祉事務所）

福祉事務所名	資格情報登録開始時期	被保護者数
[REDACTED]	2025年1月31日	[REDACTED]
[REDACTED]	2025年1月31日	[REDACTED]

1. 福祉事務所向け周知（I）資格情報未登録福祉事務所への対応 状況確認メールの返信状況及び公文書発出に係る対応方針※1月23日時点

- 状況確認メールの返信状況とメールの返信内容を踏まえ、3月に公文書を発出する対象は以下の通り。

状況確認メール送付	対象数	公文書発出の対応		2月に公文書を発出しない場合等の後続対応
		3月	4月	
1. 状況確認メール送付済み	67	-	-	-
	①返信なし	44	○	状況確認メールの回答状況等を考慮し公文書は発出時期をずらして合計2回（3月、4月以降）に分けて送付する方針とする。
	②返信あり	23	-	-
	未定	1	-	■■■■■：統合専用端末で中間サーバーに接続できない状況、福祉事務所向けポータルサイトが対応中ですが対応が進んでいない状況（※要相談）
	令和7年1月	1	○	※申告された登録時期より資格情報登録が遅延しているため公文書発出対象とする
	令和7年2月	3	-	3月に支払基金から連携される資格情報登録状況を確認、未登録（登録遅延）の場合は3月に公文書発出
	令和7年3月	17	-	4月に支払基金から連携される資格情報登録状況を確認、未登録（登録遅延）の場合は4月に公文書発出
	令和7年4月	1	○	-
	2. 対象外	9	-	-
①令和6年度能登半島地震被災地域又は周辺地域	4	-	-	※3月に対応状況確認メールを送付
	②個別打合せ等で令和7年3月末までに登録を確認	4	-	○ 4月に支払基金から連携される資格情報登録状況を確認、未登録（登録遅延）の場合は4月に公文書発出
	③被保護者数0人と回答	1	-	- ■■■■■：被保護者数0人であるため後続対応なし
総計（未登録福祉事務所）		76	-	-

1. 福祉事務所向け周知（I）資格情報未登録福祉事務所への対応 状況確認メールの返信状況及び公文書発出対象の選定※3月4日時点

- 令和7年3月の公文書発出対象は全10福祉事務所（6自治体）。
- 令和7年度に登録予定と回答した福祉事務所については、4月以降に再度状況を確認、アンケートで確認していた資格情報の登録予定時期より遅延している福祉事務所に対しては必要に応じて公文書発出等の対応を検討。

公文書発出対象の選定

#	保険者コード	福祉事務所名	都道府県	自治体名
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

1 -(II).不適切な資格情報の修正に係る対応

1. 福祉事務所向け周知（Ⅱ）不適切な資格情報の修正に係わる対応



1. 福祉事務所向け周知（Ⅱ）不適切な資格情報の修正に係わる対応

1. 福祉事務所向け周知（Ⅱ）不適切な資格情報の修正に係わる対応

医療扶助のオンライン資格確認の適切な運用と更なる普及に向けた周知※7月18日時点

確認事項

- 事務連絡に関する問い合わせについて

- 問い合わせ内容

令和6年7月16日発出の「医療扶助のオンライン資格確認に係る適切な運用の徹底等について」における問い合わせになります。

その中の「4. その他の誤った資格情報の修正について」の中で、住所に「●」が含まれているケースの対応の質問です。

●となる原因としては、主に外字等により中間サーバ側で表示が出来ないためと認識しています。

外字は表示できる漢字に置き換えたうえで連携することが推奨されているのは理解していますが、システム側の都合もあり、本市においては●となる状態（外字）のまま連携しており、また、その行為は実施機関の判断として行うこと自体は構わない旨の通知もあったかと思います。

（医療機関等から●になる旨の連絡を受けた場合には、個別に説明し理解を得ております）

今回の通知の中で「当該情報が一定期間修正されないことを検知した場合には、当該福祉事務所に属する全ての被保護者データについて、オンライン資格確認の連携を停止せざるを得なくなる場合もあることをご承知おき願います。」という記載がありますが、上記の●になることを理由でそういう対応が取られてしまうことがあるのでしょうか。

以上、御確認願います。

- 回答案

ご認識のとおり、外字が含まれた資格情報等について、中間サーバへの登録時点で「●」に変換され、医療機関等での資格確認時も「●」で表示されることになるため、外字は可能な限り使用せず、常用漢字を利用するようご案内しております。

一方で、システム側の都合で貴福祉事務所のように「●」として変換されてしまうケースもあることは把握しておりますので、意図的な不備文言等を入力しているケースではない場合、オンライン資格確認の連携停止の対象にはなりません。※

※事務連絡記載の「当該情報が一定期間修正されないことを検知した場合には、当該福祉事務所に属する全ての被保護者データについて、オンライン資格確認の連携を停止せざるを得なくなる場合もあることをご承知おき願います。」は、福祉事務所に対応してもらうための動機付けという位置づけであり、上記問合せのような場合に個別にオンライン資格確認の連携停止にはしない認識です。

1. 福祉事務所向け周知（Ⅱ）不適切な資格情報の修正に係わる対応 資格情報登録時に住所に一部文言漏れによる閲覧停止件数への対応方針

- 医療情報・薬剤情報閲覧停止件数と住所欄に記載された不適切文言の閲覧停止件数をベンダーごと、都道府県ごとに集計
 - ベンダー→導入割合と比例しており、特定のベンダーに偏りはない
 - 都道府県→被保護者数と比較すると、閲覧停止件数が多い都道府県が一部存在（例：[REDACTED]）

⇒対応方針として、下記を検討

 - 件数の多い都道府県（上位10都道府県など）から管轄している福祉事務所に対して、「都道府県名、市区町村名の登録漏れによる登録情報誤りの修正」を周知するよう、厚労省から都道府県に依頼。
 - 厚労省から月次で送付しているメールの返信で「都道府県名、市区町村名の登録漏れによる登録情報誤り」と回答した福祉事務所に対し、個別に情報の訂正依頼と、訂正が難しい場合は閲覧停止解除を依頼。
 - 閲覧停止件数の減少がみられない福祉事務所または閲覧停止件数が増えた福祉事務所に対し個別打合せを行い、原因が都道府県名、市区町村名の登録漏れによる登録情報誤りの場合は、情報の訂正依頼と、訂正が難しい場合は閲覧停止解除を依頼。

ベンダ別閲覧停止件数

ベンダ名	医療情報閲覧停止件数		該当ベンダを使用する 福祉事務所数/全福祉事務所数
	件数	割合	
[REDACTED]	7,473	56.9%	61%
[REDACTED]	2,655	20.2%	10%
[REDACTED]	1,793	13.7%	4%
[REDACTED]	559	4.3%	11%
[REDACTED]	386	2.9%	1%
[REDACTED]	166	1.3%	8%
[REDACTED]	95	0.7%	4%

ベンダ名	住所欄の不適切文言による閲覧停止件数		該当ベンダを使用する 福祉事務所数/全福祉事務所数
	件数	割合	
[REDACTED]	20,983	57.7%	61%
[REDACTED]	6,171	17.0%	10%
[REDACTED]	4,192	11.5%	4%
[REDACTED]	2,262	6.2%	4%
[REDACTED]	1,418	3.9%	11%
[REDACTED]	705	1.9%	8%
[REDACTED]	624	1.7%	1%

都道府県別閲覧停止件数

都道府県名	医療情報閲覧停止件数		該当都道府県の被保護者数 /被保護者全数
	件数	割合	
[REDACTED]	2,120	16%	4%
[REDACTED]	1,459	11%	1%
[REDACTED]	987	8%	2%
[REDACTED]	969	7%	1%
[REDACTED]	897	7%	14%
[REDACTED]	827	6%	4%
[REDACTED]	817	6%	5%
[REDACTED]	734	6%	14%
[REDACTED]	625	5%	4%
[REDACTED]	481	4%	3%

都道府県名	住所欄の不適切文言による閲覧停止件数		該当都道府県の被保護者数 /被保護者全数
	件数	割合	
[REDACTED]	4,222	12%	14%
[REDACTED]	2,919	8%	8%
[REDACTED]	2,716	7%	4%
[REDACTED]	2,691	7%	6%
[REDACTED]	1,863	5%	1%
[REDACTED]	1,725	5%	5%
[REDACTED]	1,705	5%	1%
[REDACTED]	1,419	4%	4%
[REDACTED]	1,265	3%	4%

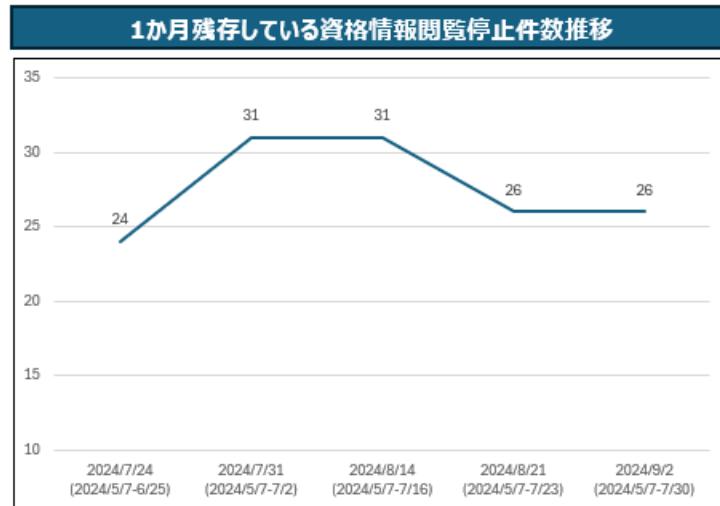
1. 福祉事務所向け周知（Ⅱ）不適切な資格情報の修正に係わる対応 1か月残存する閲覧停止件数に係る今後の方針※8月29日時点

- 1か月残存している資格情報閲覧停止件数に関しては、事務連絡発出(7月19日)後、1か月経過する8月中旬ごろに再度残数を確認し、当該福祉事務所に厚労省から8月下旬に個別メール発出などのアプローチ方法を検討する。
- 氏名欄における不適切な文言件数が把握できないため、厚労省から支払基金へデータを依頼する。

1. 福祉事務所向け周知（Ⅱ）不適切な資格情報の修正に係わる対応

1か月残存する閲覧停止件数に係る今後の方針※9月5日時点

- 資格情報閲覧停止件数累計・1か月残存している件数・不適切な文言が記載されている件数について下記を依頼。



今後月次で厚労省から福祉事務所へメール発送出するにあたって、効果を把握するため、下記リストを月次で支払基金にご依頼いただきたい。

- 1か月残存している資格情報閲覧停止件数リスト
- 1か月残存している医療情報・薬剤情報閲覧停止件数リスト
- 不適切文言が記載されている件数リスト

2024/9/2時点のデータ
移行定例資料より

不適切な文言が記載されている件数はエラーコードZ09：住所に市、区、郡、町、村のいすれも含まない（住所に、個人に関する情報など、住所以外の情報が設定されている）件数を参考にしている。
⇒氏名欄に不適切な文言が記載されている場合はエラーコードが存在しないため、住所に不適切な文言が記載されているケースのみの抽出となっている。

1. 福祉事務所向け周知（Ⅱ）不適切な資格情報の修正に係わる対応

1か月残存する資格情報閲覧停止件数（[REDACTED]）に係る今後の方針※9月5日時点

制度

保険者コード

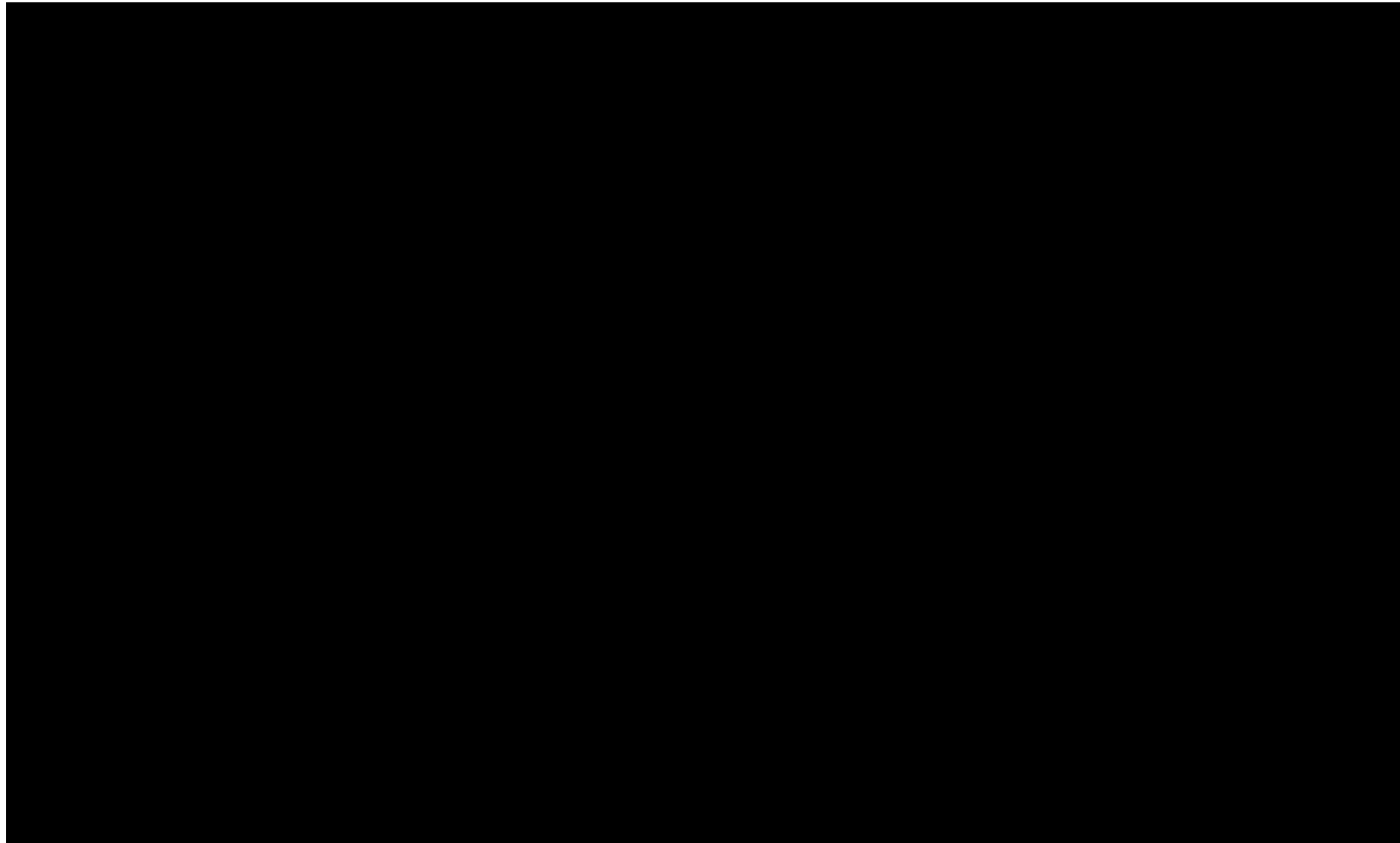
保険者名

初回検知

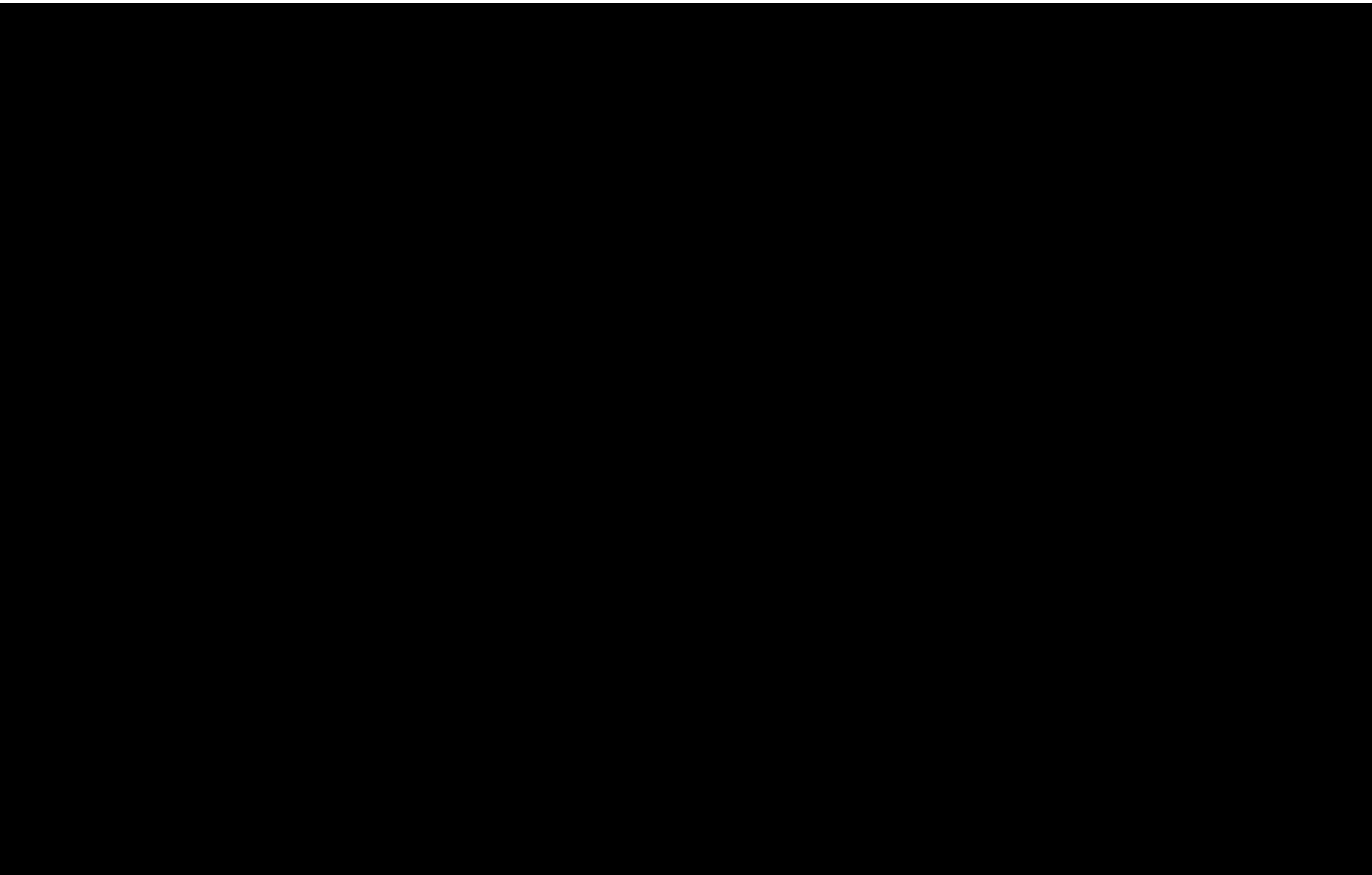
8/24時点件数

残存割合

1. 福祉事務所向け周知（Ⅱ）不適切な資格情報の修正に係わる対応 資格喪失者への対応方針（1/2）



1. 福祉事務所向け周知（Ⅱ）不適切な資格情報の修正に係わる対応 資格喪失者への対応方針（2/2）



1. 福祉事務所向け周知（Ⅱ）不適切な資格情報の修正に係わる対応 への対応

- 1か月残存する医療情報/薬剤情報閲覧停止件数が [REDACTED]において、11月5日時点で0件から、11月6日時点で約5,500件に増加。
⇒ [REDACTED]に対して、月次メール発出を検討する。

(11月5日時点) の1か月残存する医療情報/薬剤情報閲覧停止件数

保険者コード	福祉事務所名	× (資格情報) 1か月経過			× (医療情報) 1か月経過		
		加入中	資格喪失	合計	加入中	資格喪失	合計
[REDACTED]	[REDACTED]	0	0	0	0	0	0
[REDACTED]	[REDACTED]	0	0	0	0	0	0

(11月6日時点) の1か月残存する医療情報/薬剤情報閲覧停止件数

1.個人番号誤登録の対応状況

- 個人番号誤入力チェックの動作状況 1か月以上残存している件数（5月7日～10月8日に誤入力チェックで知分） -
- 「資格情報および医療情報・薬剤情報等閲覧停止」の残存件数が多い保険者は以下のとおり。（加入/喪失どちらも含む。）
➢ 1か月以上残存している238件のうち、下位10団体で168件（約7割）を占める状況。

制度	保険者コード	保険者名	初回検知	11/6時点件数	残存割合
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

- 「医療情報・薬剤情報等閲覧停止」の残存件数が多い保険者は以下のとおり。（加入/喪失どちらも含む。）

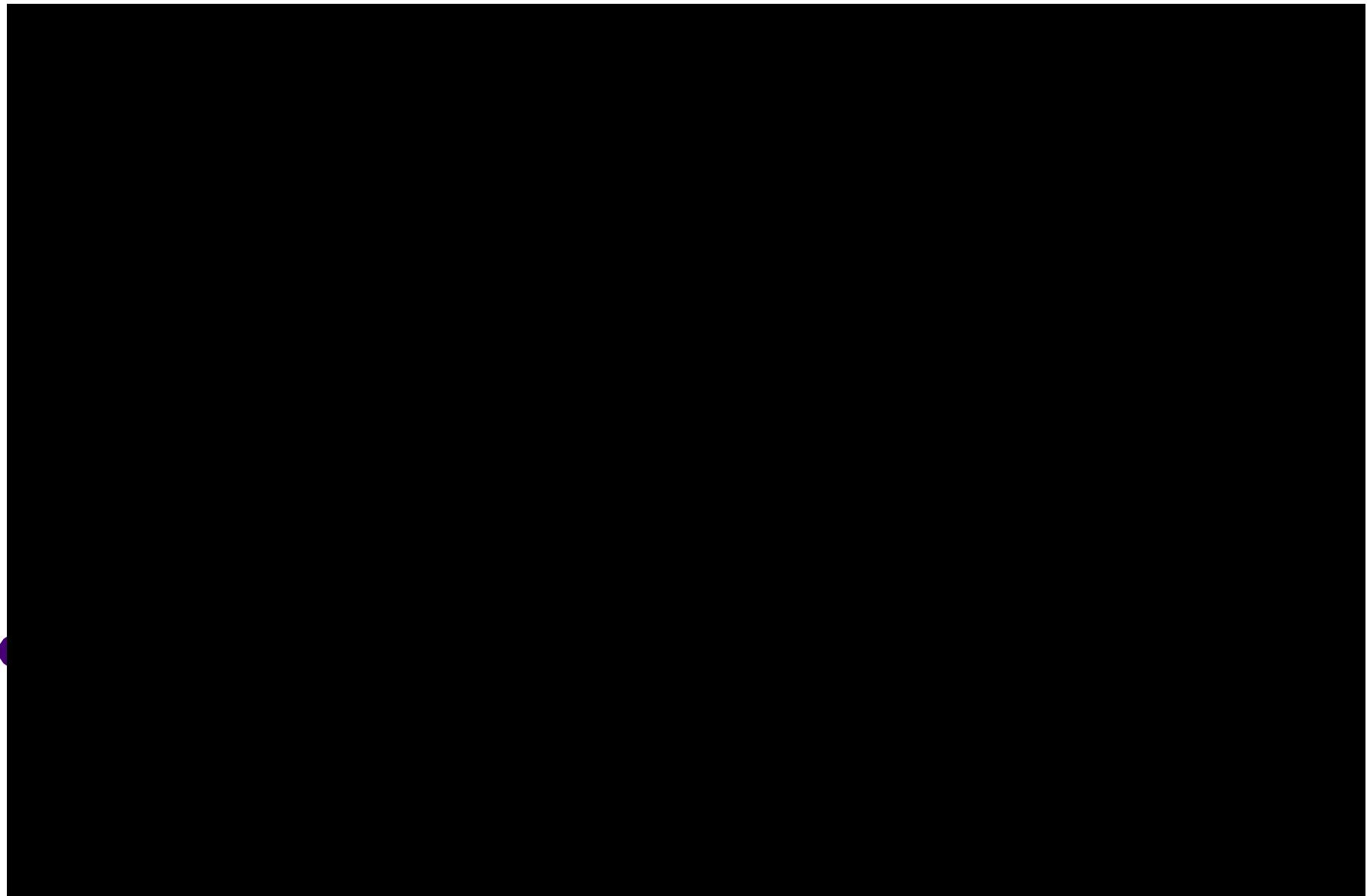
制度	保険者コード	保険者名	初回検知	11/6時点件数	残存割合
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

1. 福祉事務所向け周知（Ⅱ）不適切な資格情報の修正に係わる対応 不適切な資格情報修正に係る周知に対する方針※6月20日時点（1/2）

- 不適切な資格情報修正に係る周知に対する今後の方針を検討する。

1. 福祉事務所向け周知（Ⅱ）不適切な資格情報の修正に係わる対応 不適切な資格情報修正に係る周知に対する方針※8月1日時点

- 不適切な資格情報の集計方針について。



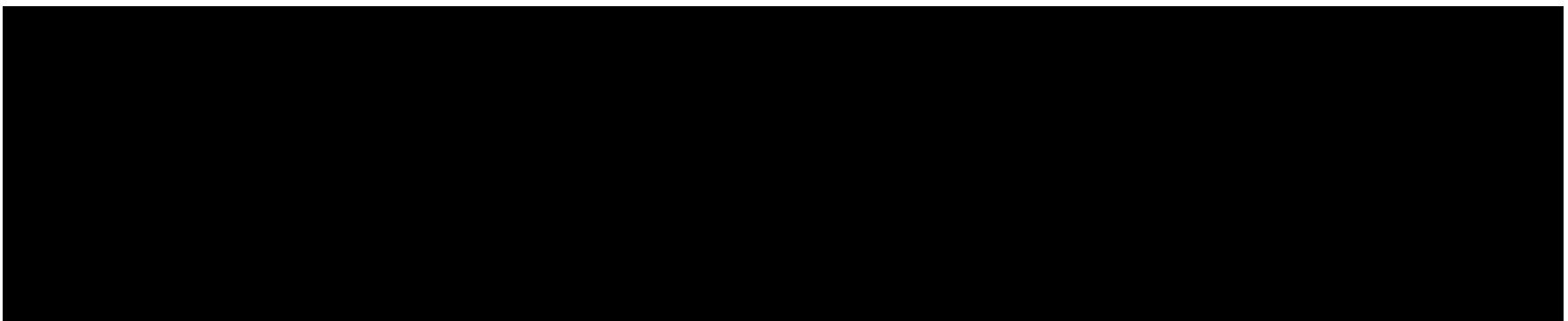
1. 福祉事務所向け周知（Ⅱ）不適切な資格情報の修正に係わる対応 との個別打合せ

- ・ 1ヶ月残存する閲覧停止件数の対応に係る [] との打ち合わせ結果は以下の通り。



1. 福祉事務所向け周知（Ⅱ）不適切な資格情報の修正に係わる対応 Z04のエラー判定基準に係る今後の方針

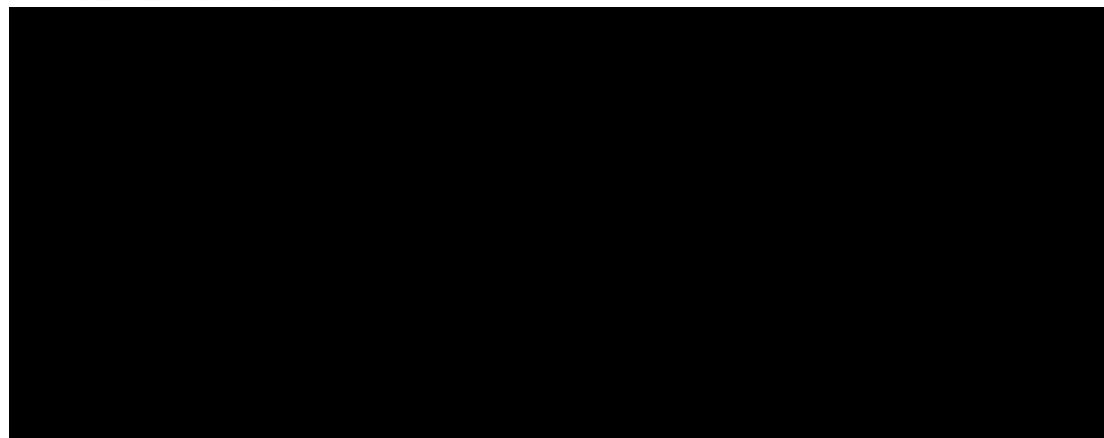
Z04の今後の方針



Z04の内容

3. 福祉事務所の登録データに係る修正状況

- 11/6時点でのとおり。

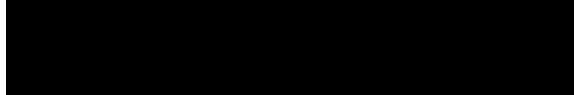


Z04エラー詳細

登録データ I

保険者コード	被保険者枝番	氏名	生年月日	性別
--------	--------	----	------	----

情報保有権関名称 住所



登録データ II

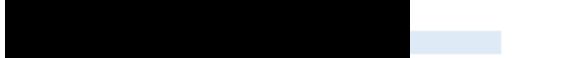
J0000352	基金 洋子	2000/00/00	女性
----------	-------	------------	----



登録データ III



登録データ IV



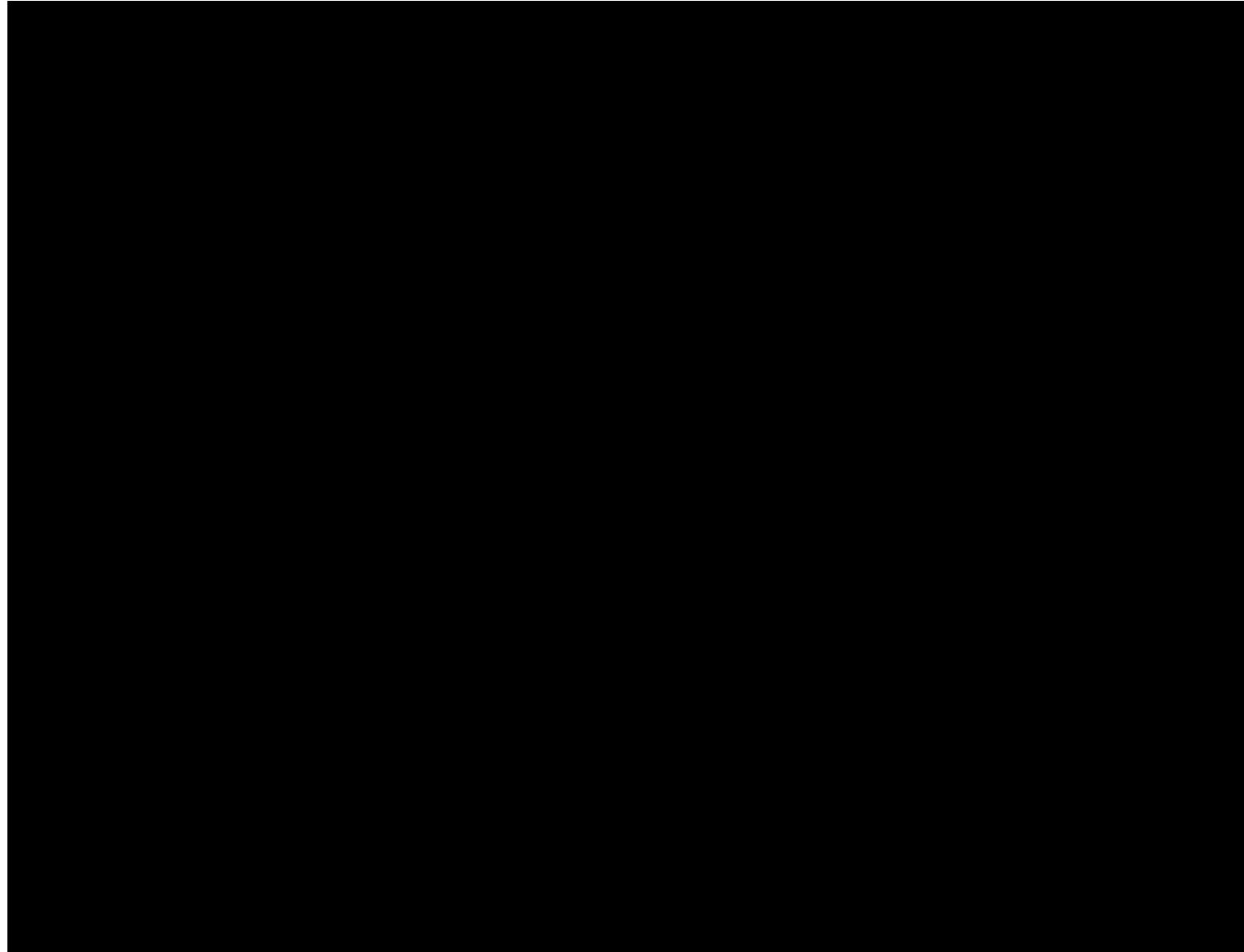
氏名の青色 [] は氏名の入力スペース です。
通常は II・IV の様になりますが、I・III は氏名の後ろにスペースが入っている様に思えます。

1. 福祉事務所向け周知（Ⅱ）不適切な資格情報の修正に係わる対応 Z09のエラー判定基準に係る摺合わせ

1. 福祉事務所向け周知（Ⅱ）不適切な資格情報の修正に係わる対応 Z09のエラー判定基準に係る今後の方針（1/2）

1. 福祉事務所向け周知（Ⅱ）不適切な資格情報の修正に係わる対応 Z09のエラー判定基準に係る今後の方針（2/2）

- (参考)



1. 福祉事務所向け周知（Ⅱ）不適切な資格情報の修正に係わる対応 への対応方針（Z09）

（被保護者：■人、ベンダ：■）への対応方針（Z09）について

- ■の回答（要約）
 - Z09のエラー原因はいずれも「都道府県」及び「市区町村」の抜け漏れであり、住所欄に「住所以外の情報が入力されている」事象がないことを確認した
 - 関係部局との連携の都合上、自治体標準システムの導入までシステム改修が出来ないことから、同事象の確認ができ次第、速やかに閲覧停止解除を手作業にて実施している（住所不備の修正はしていない）
- 参考（■のZ09の件数）
 - 9月4日時点は320件、12/3時点は323件とほぼ減少傾向なし
※Z09全体の13%（12/3時点、全2,501件）
- 課題
 - ■では「都道府県」及び「市区町村」の抜け漏れ（住所不備）を検知した場合も住所の修正を行っていない、また住所の修正が令和8年2月予定であること
※住所の修正は令和8年2月以降を予定していることから、少なくとも今後1年以上、■ではZ09としてエラーが続く状況
- 対応方針
 - 他福祉事務所と同様、■に対して「都道府県」及び「市区町村」の抜け漏れの修正を早期に実施するよう個別打合せ等で求めることも可能かと存じます。今後の対応方針について摺合せ出来ますと幸いです
※住所不備の修正予定日（令和8年2月）は示されているため、■の対応を暫定的に許容する案もあるかと存じます
※他福祉事務所の事例として、■では「都道府県」及び「市町村」の抜け漏れを手作業で修正、医療情報薬剤情報閲覧停止件数を345件⇒54件（8月～10月）まで削減しております
→保護課から■へ打合せを依頼するメールを送付、打合せにて住所不備の早期修正を求める（1/8追記）

1. 福祉事務所向け周知（Ⅱ）不適切な資格情報の修正に係わる対応 との個別打合せ結果

- 不適切な資格情報の修正に係る [REDACTED]との打合せ結果は以下の通り。

会議名	住所不備の資格情報修正対応に係る打ち合わせ
実施日時	2025年1月23日(木) 11:30-12:00
実施場所	オンライン会議
参加者 (敬称略)	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
アジェンダ	1. 住所不備（Z09）の資格情報における対応状況 2. 今後の対応方針
決定事項	<ul style="list-style-type: none">[REDACTED]は住所不備（Z09）の資格情報について順次修正対応を行う。



Todo	<ul style="list-style-type: none">住所不備（Z09）の資格情報を順次修正する。([REDACTED])支払基金から3月初旬に連携されるデータでZ09の件数を確認する。（ACN）Z09の件数の減少傾向が確認できない場合は下記方針にて状況を確認する。<ul style="list-style-type: none">保護課から[REDACTED]に状況確認メールを送付する。（保護課）[REDACTED]に送付するメール文案をACNにて作成する。（ACN）
------	---

1. 福祉事務所向け周知（Ⅱ）不適切な資格情報の修正に係わる対応 への対応方針（医療情報薬剤情報閲覧停止件数）

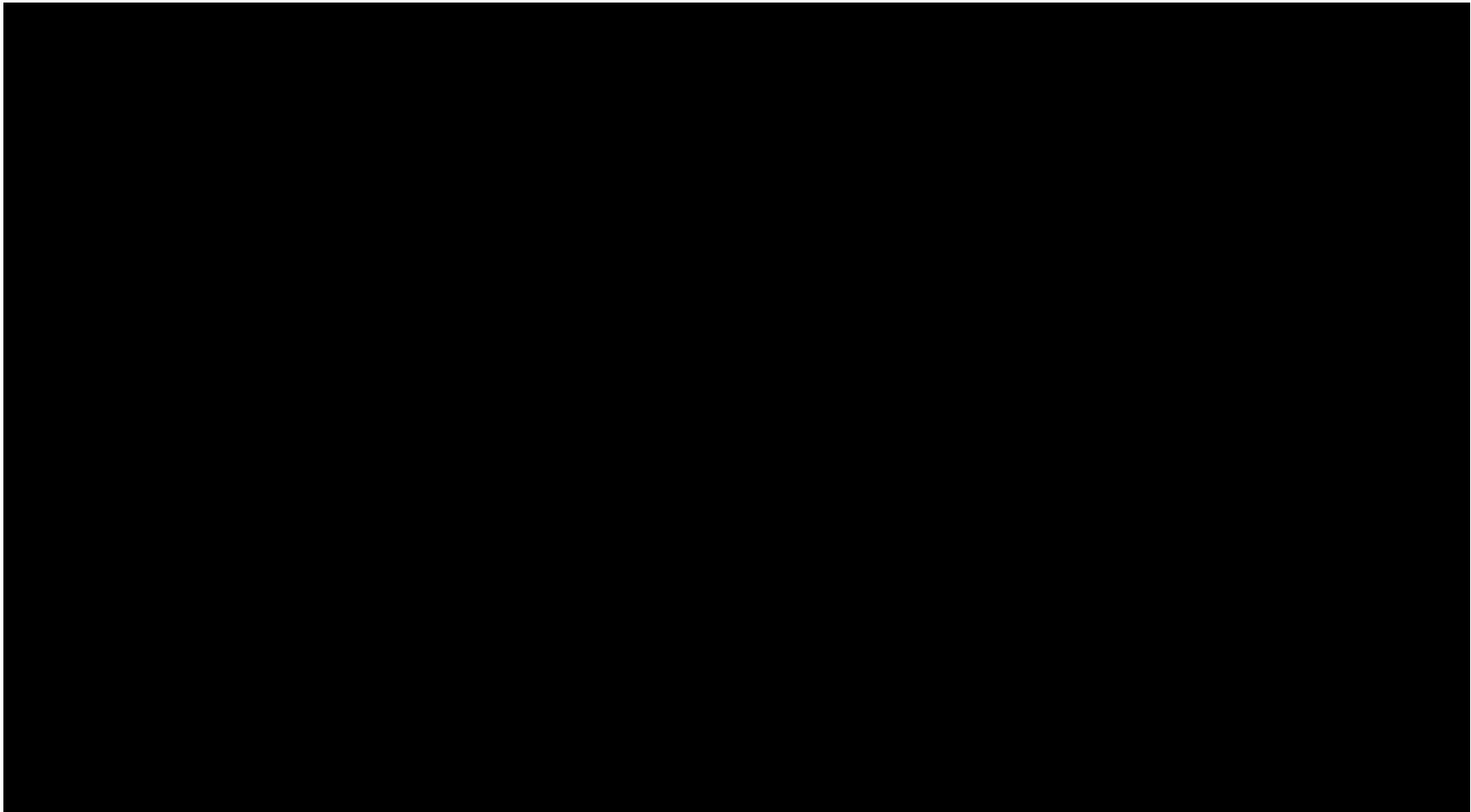
■■■（被保護者：■■■人、ベンダ：■■■）への対応方針（医療情報薬剤情報閲覧停止件数）について

- ・ ■■■の回答（要約）
 - ・ ■■■では十分な作業体制を確保することができず、資格情報の登録をしていないという認識だった
 - ・ 福祉事務所向けポータルサイトに問合せをしたところ閲覧停止データがあることを確認、何がどのような状態で登録されているのか把握できていないため、今後確認をして必要な対応をしていく
 - ・ 参考（1ヶ月以上残存している医療情報薬剤情報閲覧停止件数）
 - ・ 8月28日時点は254件、12月2日時点も254件※（有資格者は214件）と減少傾向なし
※停止件数全体の2%（12月2日時点、全11,648件）
 - ・ 課題
 1. 同規模の自治体が資格情報の登録を完了している中、「資格情報の登録をする予定が無かった」と主張されること
 2. 上記1の状態にもかかわらず資格情報が登録されていること
⇒担当者の管理外で資格情報の登録が行われている状況は、職員間の情報共有含め、適切な運用が構築されていないと推察される
 - ・ 対応方針
 - ・ 個別打合せ・架電等を実施し、資格情報登録に係る運用状況を確認、適切な運用体制の構築を求めることが必要かと存じます。今後の対応方針について摺合せ出来ますと幸いです
- ※12月末に支払基金から最新のデータが連携される予定のため、当該データをもとに修正対応が行われているかの状況確認は行う予定でございます
- 保護課から■■■へ月次の資格情報修正依頼メールを送付済み。本メールへの返信内容から最新の対応状況を確認する。（1月8日追記）

1 -(Ⅲ).個人番号紐づけ誤りへの対応

1. 福祉事務所向け周知（Ⅲ）個人番号紐づけ誤りへの対応 個人番号の紐づけ誤りを検知した場合の対応方針（1/3）

- 個人番号の紐づけ誤りを検知した場合の対応方針の検討。

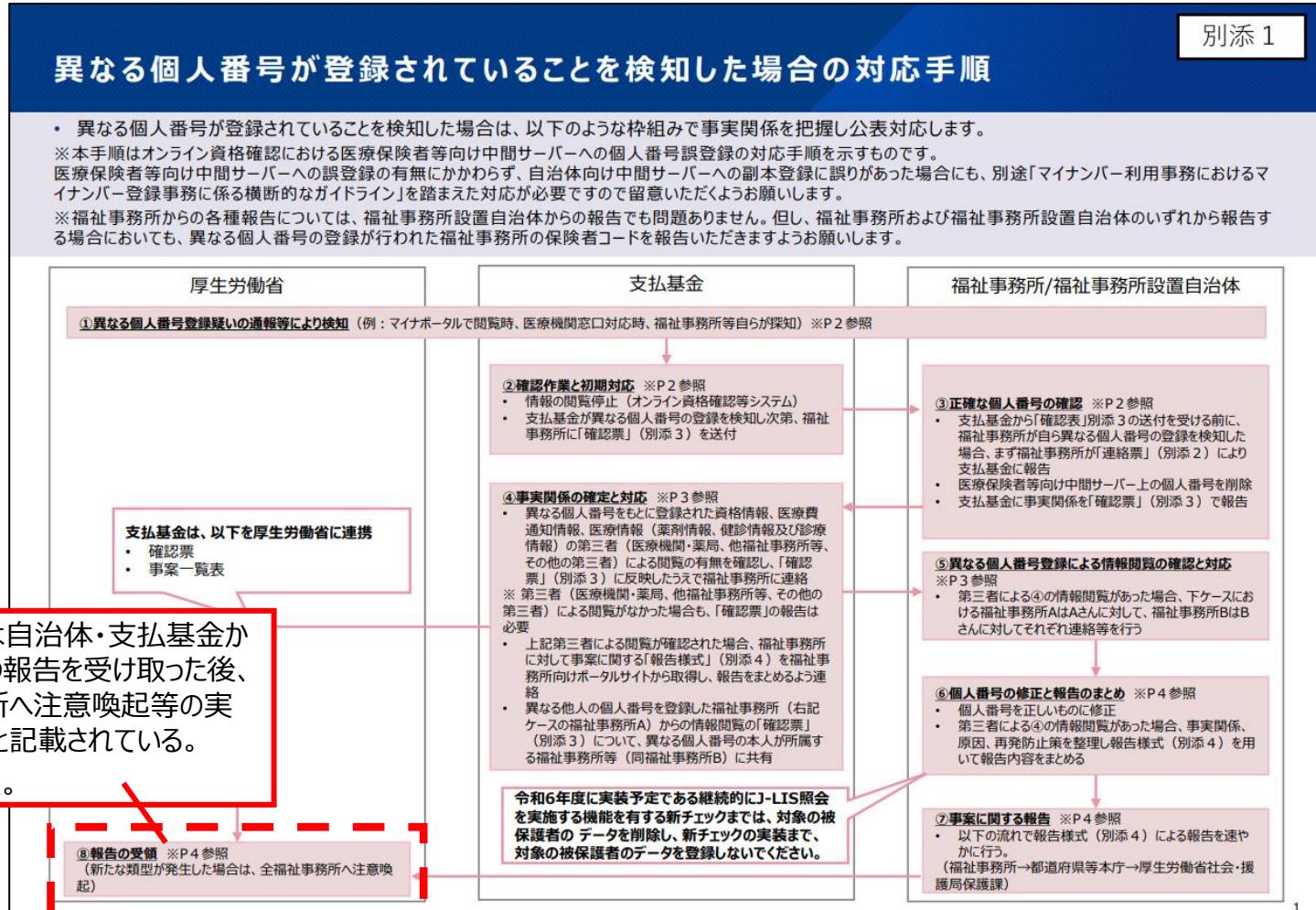


1. 福祉事務所向け周知（Ⅲ）個人番号紐づけ誤りへの対応

個人番号の紐づけ誤りを検知した場合の対応方針（2/3）

- 前頁続き

事務連絡（個人番号の紐づけ誤りを検知した場合の対応について）より抜粋（別添1のp1）



参考：事務連絡（個人番号の紐づけ誤りを検知した場合の対応について）

1. 福祉事務所向け周知（Ⅲ）個人番号紐づけ誤りへの対応

個人番号の紐づけ誤りを検知した場合の対応方針（3/3）

- 前頁続き

事務連絡（個人番号の紐づけ誤りを検知した場合の対応について）より抜粋（別添1のp4）

異なる個人番号が登録されていることを検知した場合の対応手順の詳細（3 / 3）

⑥個人番号の修正と報告のまとめ	対象：福祉事務所
<p>1. 類似事案の有無についての点検</p> <p>異なる個人番号を登録した福祉事務所（福祉事務所A）は、同様の事案があるかどうかを点検します。具体的には、当該事案において異なる個人番号が登録された原因を特定の上、同様の方法で個人番号を取得・登録したケースについて、全件に対して</p> <ul style="list-style-type: none">中間サーバーに登録した個人番号によりJ-LIS 照会を実施した上で、照会結果の5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）が被保護者本人の5情報と一致することを確認する <p>等の方法により、正しい個人番号が登録されていることを確実に点検します。</p> <p>点検の結果、異なる個人番号が登録されていることが明らかとなった場合、件数等を支払基金に速やかに連絡し、同様に③、⑤、⑥の対応を実施します。</p>	
<p>2. 個人番号の修正と報告のまとめ</p> <p>異なる個人番号を登録した福祉事務所（福祉事務所A）は、下記に従って個人番号の修正と報告を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none">正しい個人番号の登録報告様式による報告を行うため、事実関係の詳細の確認異なる個人番号が登録されていた原因等を踏まえ、再発防止策の検討、実施個人情報保護委員会が公表する「漏えい等の対応とお役立ち資料」(https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/) 等を踏まえ、類似事案の発生回避等の観点から、個人情報の保護に配慮しつつ、可能な限り事実関係及び再発防止策等の公表	
⑦事案に関する報告	対象：福祉事務所
<p>以下の流れで報告様式（別添4参照）による報告を速やかに行います。</p> <ul style="list-style-type: none">福祉事務所→都道府県等本庁（都道府県・指定都市・中核市本庁）→厚生労働省社会・援護局保護課	
⑧報告の受領	対象：厚生労働省
<p>厚生労働省は、報告様式により都道府県等本庁を経由して福祉事務所から提出された報告等をもとに、新たな類型が発生した場合は、全福祉事務所へ注意喚起等の実施を検討します。</p>	

参考：事務連絡（個人番号の紐づけ誤りを検知した場合の対応について）

1. 福祉事務所向け周知（Ⅲ）個人番号紐づけ誤りへの対応 への対応（1/2）

- 個人番号紐づけ誤りの対応（■■■）
 - 対応状況
 - 厚労省向けの資料（■■■における個人番号紐づけ誤りの概況）が支払基金から厚労省に連携あり
 - : 定例会議（ACN・保護課）にて本事案における対応方針を確認、本事案の対応方針は以下の通りとする
 - の報告書に記載される個人番号の紐づけ誤りが発生した原因と再発防止策を確認
 - 必要に応じて、当該自治体へヒアリングを実施
 - 全国の福祉事務所に対する周知の実施可否及び周知内容を検討
※横展開すべきか事案か、■■■以外では発生し得ない事案か判断
 - 必要に応じて、全国の福祉事務所に対する周知
 - : 支払基金⇒保護課へ資料（■■■からの報告：医療保険者等向け中間サーバーへの異なる個人番号の登録事案に係る事実関係確認票）の連携あり
※次頁参照

1. 福祉事務所向け周知（Ⅲ）個人番号紐づけ誤りへの対応 への対応（2/2）

- で個人番号紐づけ誤りが起きた原因
 - は基本3情報のみで個人番号の真正性確保を実施し、保護課が福祉事務所に依頼をしていいた資格情報登録時の依頼事項（基本4情報一致による個人番号の真正性確保を実施）の順守が出来ていなかった
 - 参考：福祉事務所向けの資格情報登録手引き

対応事項	対応内容の詳細
個人番号の真正性の確保	<ul style="list-style-type: none">福祉事務所システムから中間サーバーに個人番号を登録する際には、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して個人番号をキーとした本人確認情報を照会し、基本4情報の一致を確認することにより、個人番号の真正性の確認を確実に行う※1。

- 参考：資格情報等のデータ整備に係るチェックリスト

#	分類	チェック項目	確認日	担当者氏名	チェック欄	備考欄
1	個人番号の真正性の確保	A : 個人番号を福祉事務所システム内で管理している場合、以下①・②いずれも満たしているか。 ①住基システム等または住民基本台帳ネットワークシステムを利用して個人番号をキーとした本人確認情報を照会し、基本4情報の一致を確認することにより、個人番号の真正性の確認を確実に行う運用が確立されている。 ②また、現に組付けられている被保護者情報と個人番号の真正性の確認についても、住基システム等または住民基本台帳ネットワークシステムを利用して個人番号をキーとした本人確認情報を照会し、基本4情報の一致を確認することにより、この機会に点検済みである。				
2		B : 自治体のセキュリティポリシー等の理由により、福祉事務所システム内の個人番号の管理ができるず、自治体内の統合宛名システムから個人番号を取得する方式等により、中間サーバーへ情報連携を行う場合、以下①・②いずれも満たしているか。 ①住民基本台帳ネットワークシステムを利用して番号照会等による個人番号の真正性の確認を確実に行う運用が確立されている。 ②また、現に組付けられている被保護者情報と個人番号の真正性の確認についても、住基システム等または住民基本台帳ネットワークシステムを利用して個人番号をキーとした本人確認情報を照会し、基本4情報の一致を確認することにより、この機会に点検済みである。				
3		C : 個人番号を福祉事務所システム内で管理していない、かつ統合宛名システムから個人番号を取得する方式等を採用していない場合、以下①・②いずれも満たしているか。 ①福祉事務所システム内で管理している基本4情報をキーとして、住基システム等または住民基本台帳ネットワークシステム内の基本4情報を複数人で目視チェックを実施することで個人番号の真正性の確認を確実に行う運用が確立されている。 ②また、現に組付けられている被保護者情報と個人番号の真正性の確認についても、住基システム等または住民基本台帳ネットワークシステムを利用して個人番号をキーとした本人確認情報を照会し、基本4情報の一致を確認することにより、この機会に点検済みである。				

- 今後の対応方針
 - 全国の福祉事務所に当該事案に係る横展開はせず、既に提出済みの■の報告書をもって対応完了とする
 - 理由：本事案の再発防止策（基本4情報一致による個人番号の真正性確保）は当初から福祉事務所に求めている運用であり、この運用の徹底を再度全国の福祉事務所に周知することはあまり有益ではないと考えられるため
※参考：[福祉事務所向けポータルサイトのお知らせページ](#)

1. 福祉事務所向け周知（Ⅲ）個人番号紐づけ誤りへの対応 への対応（1/3）

- の誤登録事案に係る今後の対応について摺合せしむ存じます。これまでの対応状況は以下の通りです。

<対応状況>

- : ■で誤登録を検知。
参考 : ■
※ ■
- : ■が支払基金に誤登録に係る報告書（別添3）を連携。
※誤登録の原因を記載する欄はあるものの空白で提出されている状況。
※再発防止策の記載はあるが、今後は誤登録が発生しない体制であるか確認できない。
→ ■の報告内容（別添3）が不十分であるため、支払基金は ■に対して電話等で誤登録の原因等を確認している想定。
- : ■から保護課に対して ■にて誤登録の報告あり（別添4）。
※誤登録の発生原因に関する記載はあるが、詳細が不明。
※再発防止策の記載はあるものの誤登録が発生しない体制であることは確認できない。

1. 福祉事務所向け周知（Ⅲ）個人番号紐づけ誤りへの対応 への対応（2/3）

- 後続対応として■等にヒアリングが必要と推定しておりますが、対応方針について摺合せしたく存じます。
 - 支払基金が■に電話等で誤登録の発生原因や再発防止策をヒアリングしていないか確認。
 - (上記内容が不十分の場合) 支払基金、もしくは保護課様より■に対しヒアリングを実施。
 - ヒアリング内容は以下を想定しております。
※誤登録の原因に係る質問：①～④、再発防止策に係る質問：⑤～⑥
- ① 中間サーバーに資格情報を登録する際、個人番号の真正性確保を実施していたか。
→回答例：実施していない。
※参考：[医療扶助のオンライン資格確認化に向けた資格情報等の登録準備に関する通知（添付ファイルダウンロードページ） | 福祉事務所向けポータルサイト](#)
- ② 中間サーバーに資格情報を登録した時期はいつか。
→回答例：令和5年12月。
- ③ 全件J-LIS照会（令和6年1月/21日～23日）前に資格情報を登録している場合、全件J-LIS照会の結果はどのようにになっていたか。
→回答例：照会結果は不一致、資格情報及び医療情報閲覧停止となっていた。
※参考：[全件J-LIS照会に係る福祉事務所の作業手順書等一式（添付ファイルダウンロードページ） | 福祉事務所向けポータルサイト](#)
- ④ 全件J-LIS照会の結果を踏まえて、どのような後続作業を行っていたか。
→回答例：内容をよく理解しないまま、支払基金に閲覧解除の申請を行った。
- ⑤ 今後、中間サーバーに資格情報を登録する際、個人番号の真正性確保は実施できるか。
→回答例：実施できる。
- ⑥ 今後、中間サーバーに資格情報を登録する際、資格情報閲覧停止となった場合の対応は確認済みか。
回答例：確認済み。
※参考：[誤入力チェックシステム'24のリリース | 福祉事務所向けポータルサイト](#)

1. 福祉事務所向け周知（Ⅲ）個人番号紐づけ誤りへの対応 への対応（3/3）

事務連絡（個人番号の紐づけ誤りを検知した場合の対応について）より抜粋（別添1のp1）



支払基金は支払基金に別添3を利用し誤登録の発生原因や再発防止策を報告している。

支払基金は支払基金から別添3を受け取った際、上記報告内容が不十分であれば電話等でヒアリングをしている想定。

※参考：支払基金は別添3を受け取った後、後続対応として厚生労働省に誤登録の事案を連携する。

参考：事務連絡（個人番号の紐づけ誤りを検知した場合の対応について）

1 -(IV).健康保険証一体化施行制度に向けた周知

1. 福祉事務所向け周知（IV）健康保険証一体化施行制度に向けた周知 マイナ保険証初回利用登録解除等に係る事務連絡発出のスケジュール

1 -(V).支払基金との打合せ

1. 福祉事務所向け周知（V） 支払基金との打合せ

支払基金との打合せ10月29日実施（1/3）

- ・ 福祉事務所の残存件数減少向けた支払基金打合せの結果は以下の通り。

会議名	福祉事務所の残存件数減少に向けた打合せ
実施日時・場所	2024年10月29日(火) 15:00-16:00 (オンライン)
参加者 (敬称略)	[REDACTED]
アジェンダ	<ol style="list-style-type: none">厚生労働省より現況説明（投影資料：「【支払基金様】打合せ資料_20241028_Ver1.0」）<ol style="list-style-type: none">これまでの対応今後の対応予定ご共有事項支払基金より現況及び依頼事項説明（投影資料：「福祉事務所の残存件数減少向け」）<ol style="list-style-type: none">誤入力チェック残存件数の内訳について福祉事務所の登録データに係る修正状況社会・援護局様へのご依頼事項
決定事項	<ul style="list-style-type: none">支払基金依頼事項については下記方針とする。 [REDACTED]閲覧停止件数削減に向けた対応について、市町村国保におけるベストプラティスを確認し厚労省へ連携する。（支払基金）Z09の該当条件に関する整理資料を厚労省へ連携する。（支払基金）

1. 福祉事務所向け周知（V）支払基金との打合せ 支払基金との打合せ10月29日実施（2/3）

⇒①、④のみ対応を検討予定

※②、③については過去対応済みであり、追加周知は実施しないことで合意

1. 福祉事務所向け周知（V）支払基金との打合せ

支払基金との打合せ10月29日実施（3/3）

- 保険者では、資格喪失者に関する閲覧停止情報の削除対応を求めていました。医療扶助においても、資格喪失者について確認対象外とするのではなく、情報削除の方針をとることで、閲覧停止件数が減少すると考えられる。

【事務連絡】医療保険者等向け中間サーバー等に登録されているデータ全体の確認の終了後の対応について（依頼）

が消除され、現行の健康保険証の新規発行が終了する令和6年12月2日以降、有効期限の満了等により現行の健康保険証が利用できなくなった場合は、資格確認書が交付されることとなることについて伝えたうえで、それでもなお個人番号の真正性を確認できない場合は、令和6年10月頃までを目途に（※）、各医療保険者等のシステムから当該個人番号を削除し、中間サーバーに反映して下さい。

（※）令和6年10月頃を目途とし、遅くとも各医療保険者等における資格確認書の交付対象者の抽出に影響が生じない時期までに対応をお願いします。

J-LIS 照会の結果が生年月日または性別に不一致がある情報であって、現時点で資格喪失済みの資格情報についても、個人番号の真正性が確認できていないものについては、令和6年9月30日までに、各医療保険者等のシステムから当該個人番号を削除し、中間サーバーに反映して下さい。

（2）J-LIS 照会の結果が漢字氏名等に不一致がある情報について

J-LIS 照会の結果が、J-LIS 照会時点において有効な資格情報のうち、漢字氏名等に不一致がある情報（「生年月日、性別及び住所は一致しているが漢字氏名及びカナ氏名双方が不一致のもの」、「生年月日及び性別は一致しているが住所は不一致であり、漢字氏名またはカナ氏名が不一致のもの」並びに「住所のみ不一致のもの」）（現時点で喪失済みの資格情報を含む。）については、個人番号の消除は行わず、引き続き、医療情報の閲覧停止措置を継続すること。

- 保険者においては、資格喪失者については削除の対応を求めていると支払基金より連携がありました。
- 打合せ内での摺合わせのとおり、医療扶助においては当面有資格者を最優先とした対応を求める認識ですが、保険者に合わせて方針変更となる場合は、厚労省からの周知と併せて右記福祉事務所向けポータルサイト上の掲載についても変更が必要と認識しております。

福祉事務所向けポータルサイト 誤入力チェックシステム'24に係るFAQの掲載

資格喪失者について、どのように対応すべきですか。	喪失している情報については、原則、確認対象外として構いません。 ただし、突合結果が「×」や「▲」であったものについては、当該保険者に加入中の医療費情報や薬剤情報が閲覧できなくなることから、喪失が直近で確認が可能なものについては、極力対応するようお願いします。 その結果、個人番号に誤りがないことが確認できた場合は、確認登録をお願いします。 その際の確認登録理由コードは「9: 保険者への基本情報の変更に関する届出漏れ」としてください。
--------------------------	--

誤入力チェックシステム'24（×・▲絞り込み、資格喪失者以外の確認）に係る作業手順書（医療保険者・福祉事務所共通）

本手順書について

- 本書では、多くのお問い合わせをいただいた以下の確認手順方法についてお示しするものです。

・個人番号誤入力の疑いの可能性が高い「総合判定：×、▲」にかかる確認手順について
(「総合判定：×、▲」については確認の優先順位が高いことから速やかな確認を実施することが求められています。)

・資格喪失者以外（資格有効な者）の確認手順について

（資格喪失者の確認は任意となります。ただし、不一致があった場合に医療情報等の閲覧を停止していることから、該当者から問い合わせがあつることを踏まえ、判断可能な範囲で表記揺れによる不一致等、目検で同一人物か確認を行い、閲覧停止解除の対応をお願いします。）

1. 福祉事務所向け周知（V）支払基金との打合せ

支払基金との打合せ3月14日実施（1/3）

- 支払基金との打合せ（3月14日）結果は以下の通り。

会議名	資格情報未登録福祉事務所の対応等に係る打合せ
実施日時・場所	2025年3月14日(金) 17:00-18:00 (オンライン)
参加者 (敬称略)	[REDACTED]
アジェンダ	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
決定事項	<ul style="list-style-type: none">[REDACTED]<ul style="list-style-type: none">[REDACTED][REDACTED][REDACTED]国民健康保険と医療扶助の資格重複に係る対応<ul style="list-style-type: none">支払基金が福祉事務所向けポータルサイトに生活保護申請中の方の資格情報登録に関するFAQを掲載する。 →3/17：掲載完了[REDACTED]<ul style="list-style-type: none">[REDACTED]オンライン資格確認が利用できない場合の対応に係る周知<ul style="list-style-type: none">保護課が令和7年度に実施する福祉事務所向け説明会にて、周知を実施する。個人番号紐づけ誤りに係る対応<ul style="list-style-type: none">[REDACTED]における誤登録事案の別添2、3について、個人情報をマスキングした上、保護課に連携する。 →[REDACTED]の別添2、3の報告内容を踏まえ、全福祉事務所に注意喚起を実施するべき事案であるか検討します。福祉事務所の報告様式（別添2、別添3）の変更可否について、支払基金が3者会議（支払基金、保険局、保護課）を設定し、対応方針を別途検討する。 ※様式変更を実施する場合、保護課から福祉事務所に対して事務連絡を発出する。

1. 福祉事務所向け周知（V） 支払基金との打合せ

支払基金との打合せ3月14日実施（2/3）

- 支払基金との打合せにて、中間サーバーに登録されている被保護者の資格情報登録件数について、福祉事務所が実際に管轄している被保護者数より少ないと指摘あり。

1. 福祉事務所向け周知（V）支払基金との打合せ

支払基金との打合せ3月14日実施（3/3）

- 支払基金が福祉事務所向けポータルサイトにて生活保護申請中の方の資格情報登録に関するFAQを掲載済み。

2. 医療機関向けの周知

2-(I).補助金周知

2. 医療機関向け周知（Ⅰ）補助金周知 オンライン請求システムポップアップの方針※5月9日時点

確認事項

- 補助金に関する周知予定日がお決まりであれば、情報連携いただきたい。
 - システムベンダ [REDACTED]より弊社宛に上記周知予定に関する問合せあり。
 - オン請求ポップアンケートの実施月について、今後の方針を確認。
 - 前回定例を踏まえて、7月もしくは8月で調整をしておりましたが、他局と調整が必要な状況。
 - 現時点のアンケート利用予定は下記の通りですが、7月、8月での調整は難しく、9月であれば調整しやすい見込み。
- アンケート利用予定
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

2. 医療機関向け周知（I）補助金周知

補助金対象機関の範囲

確認事項

- 補助金に関する周知（補助金対象期間の範囲について）
 - オンライン資格確認横断会議でもご連携の通り、医療DX事業の対応にあたっては事業横断による導入モデルケースという形で、「いつ、何の事業に対応すればいいのか」を示しており、6月の診療報酬改定までに電子処方箋及び医療扶助の対応を求める方針で周知を実施。
 - 補助金の詳細は支払基金と調整中（7月になる見込み）とお伺いしておりますが、補助金対象期間の範囲に変更が発生する可能性がないか等、現時点の状況を確認したい。

はじめに

オンライン資格確認を導入いただいた後、「電子処方箋」や「医療扶助等におけるオンライン資格確認対応」など、様々な医療DX事業が並走しております。医療機関・薬局の皆さんからも「何に対応すればいいのかわからない」という声を多くいただきます。本書では、システム事業者の対応状況等も考慮しながら、導入モデルケースという形で、「いつ、何の事業に対応すればいいのか」を示すと共に、具体的な準備作業についても説明しています。

令和6年6月までに導入を検討していただきたい機能

- | | |
|-----------------------------|--------------------------------|
| ① 電子処方箋（基本機能） | ③ 診療情報等閲覧 |
| ② 電子処方箋（追加機能） | ④ 医療扶助におけるオンライン資格確認対応 |
| ※令和5年1月の運用開始以降、追加された機能全てが対象 | ⑤ 訪問診療・オンライン診療等におけるオンライン資格確認対応 |

令和6年6月までの導入スケジュール（モデルケース）

効率的に導入いただくため、令和6年6月の診療報酬改定の対応と併せて、上記の各機能を導入することをご検討ください。
ただし、薬局の皆さんにおかれでは、医療機関が発行する電子処方箋の受付に対応できるよう、まずは早期に電子処方箋を導入いただくことを推奨します。

